指定短期入所生活介護事業

運営規程

策1章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人済昭園が設置経営する短期入所生活介護事業済昭園・清涼館の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第 2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所(以下「保険者」という。)他の居宅サービス事業者その他の保健医療 サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第 3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 短期入所生活介護事業 済昭園・清涼館
 - (2) 所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲77番地

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分)

第 4条 指定短期入所生活介護事業の遂行のために次の職員を置き、介護老人福祉施設 済昭園と兼務する。

一 管理者 1名

二 生活相談員 1名以上

三 介護職員及び看護職員 18名以上

四 管理栄養士 1名

五 機能訓練指導員 1名以上

六 医師 2名 (嘱託医 内科1·精神科1)

七 栄養士及び調理員 4名以上

2 前項に定めるものの他、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(職員の職務分掌)

- 第 5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。
 - 一 管理者

管理業務に従事する

二 生活相談員

施設長の命を承け利用者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言・援助に従事する。

三 介護職員又は看護職員

介護職員は施設長の命を承け利用者の養護に従事する。

看護職員は施設長の命及び嘱託医の指導により利用者の養護・看護に従事する。

四 管理栄養士

施設長の命を承け利用者の栄養状態の維持及び改善と口腔衛生の管理等の業務に 従事する。

五 機能訓練指導員

施設長の命を承け利用者の生活機能の改善又は維持のため機能訓練に従事する。

六 医師

施設長の命を承け利用者の健康に従事する。

七 栄養士及び調理員

施設長の命を承け利用者の給食業務に従事する。

第3章 定 員

(利用定員)

第 6条 指定短期入所生活介護の定員は20名とする。

第4章 内容及び利用料

(内容)

- 第 7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。
 - 一 利用者に応じた食事の内容、形態を配慮し提供する。
 - 二 適切な方法により入浴又は清拭を行う。
 - 三 利用者の心身の状況に応じ排泄の自立について必要な援助を行いおむつを使用せざるを得ない利用者にはおむつを適切に取り替える。
 - 四 利用者に対し離床、着替え、整容その他の日常生活上世話を適切に行う。

(利用料)

第 8条 指定短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とし、 各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(利用料の受領)

第 9条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス 費用基準額又は居宅支援サービス費用規準額から当該指定短期入所生活介護事業者に 支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者 から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用 基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前二項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 居住費
 - 二食費
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 五 通常の実施区域外地域の送迎を行う場合それに要する交通費
 - 六 理美容代
 - 七 その他、指定短期入所生活介護において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第10条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

嬉野市及び近隣市町村

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第11条 利用者は努めて健康に留意すること。

(面 会)

第12条 利用者に面会を求める者は、その旨を施設に届け出るものとする。面会者が宿泊 する場合は、必ず施設の許可を得るものとする。

(外出及び外泊)

第13条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、 施設へ帰着する予定日時等を施設長に届けて、その同意を得なければならない。

(施設内禁止行為)

- 第14条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1)指定された場所以外での喫煙及び火気の使用

- (2)サービス担当職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

(損害賠償)

- 第15条 利用者は、施設、設備、器具について、故意又は重大な過失により滅失、破損、 汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価 を支払うものとする。
- 2 損害弁償の額は、利用者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第16条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその 家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員の勤務の体制その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、 サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(開始及び終了)

- 第17条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第18条 指定短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期 入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第19条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所 生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括 支援センター及び居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業 者等を紹介、その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第20条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめ るものとする。 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に 配慮して、指定短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第21条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期 間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第22条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第23条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービ ス計画の作成を地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者 に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービス として受けることができる旨の説明及び、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業 者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第24条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生 活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第25条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(取扱方針)

- 第27条 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する 利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日 常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族 に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 限しない。
- 5 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第28条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介 護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮 して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するた めの具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期 入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行 う。
- 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている 場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(介護)

- 第29条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は入浴又は清拭について、その心身の状況に応じて、適切な方法により行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を 適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

- 第30条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でするもの

とする。

(機能訓練)

第31条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第32条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持 に努める。

(相談及び援助)

第33条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリェーション等)

- 第34条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリェーション行事を行う。
- 2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第35条 指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。
 - 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、 要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第36条 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ、事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

- 第37条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第38条 非常災害に備えて具体的計画を策定し、避難、救出その他必要な訓練を定期的に実施する。

- (1)消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある個所の点検。
- (2)地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3)前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

第10章 虐待防止に向けた対応

(虐待防止に向けた体制等)

第39条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者を置くこととする。

- (1) 高齢者虐待防止委員会を設置し、担当者を置く。
- (2) 高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本高齢者虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することも可能とする。
- (3) 職員は定期的に高齢者虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、担当者は管理者へ報告のうえ、 速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事 案の発生の原因と再発防止策について、速やかに高齢者虐待防止委員会にて協議し、 その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発 防止に努める。

第11章 その他の運営に関する事項

(掲示)

第40条 指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務 体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示 する。

(秘密保持等)

- 第41条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業に従事した職員であった者が正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得 るものとする。

(地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第42条 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対

して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上 の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第43条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しく は提示の求め又は当該保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関 して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関しては国民健康保険団体 連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を 受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理、感染症対策等)

- 第44条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を行う。
- 2 指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第45条 施設は、感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが 継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓 練(シュミレーション)の実施等を行う。

第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第46条 指定短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第47条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成13年 4月 1日より施行する。
- 2 平成14年 4月 1日一部改正
- 3 平成15年 2月22日一部改正 平成15年 4月 1日より施行
- 4 平成17年 3月29日一部改正
- 5 平成17年 9月30日一部改正 平成17年10月 1日より施行

6 平成18年 3月25日一部改正 平成18年 4月 1日より施行 7 平成20年 3月29日一部改正 平成20年 4月 1日より施行 8 平成27年 7月25日一部改正 平成27年 8月 1日より施行 9 令和 6年 3月23日一部改正 令和 6年 4月 1日より施行